

会員 各位

公益社団法人 全日本不動産協会
千葉県本部

不動産取得税関係様式の改正に係る周知について（依頼）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は当県本部の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

船橋県税事務所から周知依頼がありましたので通知致します。

令和5年4月1日から千葉県県税条例施行規則の改正により、下記のとおり不動産取得税申告（申請）書の様式が変更されました。

つきましては、下記の内容をご確認ください。

なお、当該様式についてご不明な点がございましたら、船橋県税事務所（電話047-433-1279）へご連絡ください。

記

【改正内容】

（新）第80号様式：「不動産取得税申告（申請）書」（別添様式）に改正

（旧）第82号様式（土地・家屋取得申告書、土地・家屋猶予手続き）：廃止

（旧）第84号様式（土地・家屋減額適用申告書）：廃止

（旧）第85号様式（土地減額・還付申請書）：廃止

（旧）第87号様式（知事減免申請書）：廃止

※令和5年4月1日から、旧80、82、84、85、87号様式を使用して行っていた申請等については、新80号様式（別添様式）を使用することとなります。

なお、経過措置として、当分の間4月1日以降も旧様式を使用することは可能です。

【千葉県庁税務課不動産取得税関係様式：ホームページアドレス】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/tetsuzuki/fudousanshutoku.html>

以上